

鉾立小学校いじめ防止基本方針

～ 笑顔 かがやく学校 ～

◆ はじめに ◆

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめられていた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・身体を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

(いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項：文部科学省)

上記の考えのもと、本校では全ての職員が、いじめの兆候を見逃さず、迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を共有する。また、いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

1 いじめの未然防止のための取り組みの推進について

本校では教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他の人の存在を等しく認めお互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を作る能力を育てる。

そのためには、いじめの未然防止に関する計画的・継続的な指導が必要であり、道徳教育の推進や積極的な体験活動等を実施するとともに、基礎学力の保障や規範意識の向上等多角的な教育を進めて行くことが大切であると考えており、いじめの未然防止のための様々な教育活動に取り組んでいく。

①道徳教育を充実し、豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやり等の豊かな心を育むため、道徳の時間を中心に、学校教育全体を通じて道徳教育を推進します。

②体験活動等の教育活動を推進し、社会性の育成

児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、思考力、判断力、表現力等を育むため、体験活動や異学年交流、地域の方との交流等の取り組みを充実させます。

③児童の主体的活動の推進

いじめを許さない風土を児童の中から醸成していくため、学級会や児童会活動等の児童の自治活動を活発化させ、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、児童自身の主体的な活動を推進します。

④情報モラル教育への取り組み

インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応のため、発達段階に応じた、情報モラル教育に取り組みます。

また、保護者に対しても、携帯電話等のもたらす様々な問題について、啓発を行います。

⑤児童がストレスを感じない学校づくり

児童の感じるストレスの軽減は、いじめの未然防止のためには非常に重要であると考えています。「わかる授業」の創造や個別指導等の支援体制を推進して「学習に対するストレス」を軽減したり、学級や学年等の様々な集団において、ストレスを感じさせたりしない人間関係づくりに取り組みます。

⑥教職員の資質向上

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家等を活用し、教職員のカウンセリングマインド能力等の向上のため校内研修を推進します。

⑦地域や家庭との連携の推進

保護者や地域の方々が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体との連携促進や放課後こども学級等との連携・協働体制を構築します。

2 いじめの早期発見の取り組みの充実について

本校は、すべての教職員が「いじめはどこにでも、どの子にも起こりうるもの」という危機意識をもって児童を見守り、いじめの早期発見に努めます。

①教育相談体制の充実

教職員は、適切なカウンセリングマインドを持ち、児童が相談しやすい人間関係づくりに努めます。

また、定期的な教育相談体制を充実させ、いじめに関するアンケート調査を定期的に行い、児童の実態把握に努めます。

②校内の情報共有体制の整備

日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化を見逃さないよう努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有します。

毎週末の終礼や毎月の職員会議で情報交換に努めます。

③地域や家庭との情報の共有

保護者や地域に対して、いじめに関する情報を察知した時点ですぐに学校に連絡し、情報を提供していただけるよう機会を捉えて啓発活動を行います。

3 発生したいじめへの対応について

発生した事案について、いじめと認知したら、被害を受けた児童への支援を最優先としながら、関係する保護者と連携し、加害児童への厳しい指導を行うとともに、いじめに向かわせた要因へ働きかける指導体制に取り組み、再発防止に努めます。

また、該当する児童だけでなく、学級・学年の問題として、いじめを許さない集団づくりに取り組んでいきます。

なお、発生したいじめすべてを教育委員会へ報告するとともに、重大な事案については警察に相談・通報する等の毅然とした対応をします。

①いじめを認知した時点で

いじめを認知した場合は、迅速に校内いじめ対策委員会を招集し、教職員で情報を共有し、保護者と連携しながら、組織的な対応を行っていきます。

②事実の明確化

いじめの実態については、関係者からの聞き取りやアンケート調査等の手立てを用い事実を明確にしていき、保護者に伝えて行きます。

③被害児童への最優先支援の取り組み

被害児童の心に寄り添ったケアに取り組み、スクールカウンセラー等の専門家の支援も依頼しながら、安心して登校できる状況を構築します。

④毅然とした姿勢での加害児童への指導支援

いじめは絶対許されない行為であるという毅然とした対応で指導し、重大事態を招くような事案の場合は警察と連携した指導を行うとともに、加害児童等をいじめに向かわせた要因を把握し、要因解決に向けた取り組みを行います。

⑤いじめの構造を意識した集団指導

いじめには被害児童等と加害児童等という立場だけでなく、いじめが発生した所属集団での「傍観者」等の集団構造があります。いじめを許さない集団の醸造に努めるとともに、被害児童を支えることができる風土を構築していきます。

⑥多様な外部人材の活用等

解決困難な重大事態が発生したときは、問題解決を図るため、学校、教育委員会、弁護士・警察等の多様な外部人材を積極的に活用できる体制を整えます。

4 いじめに対応する校内組織の編成について

①いじめ防止対策委員会

- ・いじめを未然に防止するための取り組みを行うとともに、年間3回（4月、9月、1月）、定期的に開催し情報交換等を行う。
- ・構成は「全職員」とする。

②いじめ対策委員会

- ・重大な事案に対応し、同様な事案の発生防止のため、適切な方法により重大な事案に係る事実関係を明確にするための調査を行い、解決に向けた取り組みを行う。
- ・委員会は必要に応じて開催する。
- ・構成は「校長」「教頭」「スクールカウンセラー」「生徒指導主事」「教育相談係」「特別支援教育コーディネーター」「養護教諭」「当該学級担任」等とする。